

労働基準関係法令違反に係る公表事案

秋田労働局

最終更新日：令和7年2月3日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	
ソフト・シリカ（株）	秋田県横手市	R6. 8. 22	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条 労働安全衛生規則第97条	4日以上の休業を要する労働災害について、虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告書を提出したもの	R6. 8. 22送検
（株）双葉製作所	東京都台東区	R6. 11. 8	労働安全衛生法第21条第2項 労働安全衛生規則第537条	移動式クレーンを用いて荷を吊り上げるに当たり、荷の落下による危険の防止措置を講じなかったもの	R6. 11. 8送検
個人事業主	秋田県大館市	R6. 11. 8	労働安全衛生法第21条第2項 労働安全衛生規則第518条第2項	高さ3.4メートルの梁の上で作業させるに当たり、墜落防止措置を講じなかったもの	R6. 11. 8送検
（有）堀内工務店	秋田県北秋田市	R6. 11. 8	労働安全衛生法第21条第2項 労働安全衛生規則第519条第1項 労働安全衛生規則第526条第1項	高さ2.5メートルの作業床の上で作業させるに当たり、墜落防止措置を講じず、かつ、安全に昇降するための設備を設けなかったもの	R6. 11. 8送検